

王寺町耐震改修促進計画【概要版（案）】

第1章 基本的事項

計画の概要

王寺町では、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「奈良県耐震改修促進計画」に基づき、平成20年3月に「王寺町耐震改修促進計画」を策定し、公共並びに民間建築物の耐震化を促進してきたところです。

平成25年11月及び平成31年1月に「耐震改修促進法」が改正施行され、また県においても令和3年3月に「奈良県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）が改定されました。王寺町においても、法改正や県計画の改定を踏まえ、町内の住宅・建築物の更なる耐震化促進を図るため、この度「王寺町耐震改修促進計画」を全面的に見直し、改定します。

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヵ年計画とします。

耐震化の促進を図る建築物

本計画の重点対象建築物は、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、生活の基盤となる「住宅」、病院や学校等の「多数の者が利用する建築物」を対象とします。

【定義】	
住宅	戸建て住宅（長屋住宅を含む）及び共同住宅
多数の者が利用する建築物	病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人が利用する一定規模以上の建築物

第2章 王寺町で想定される地震

王寺町の地震災害想定

【想定される地震の規模】

王寺町で想定される大規模地震は図1のとおりです。

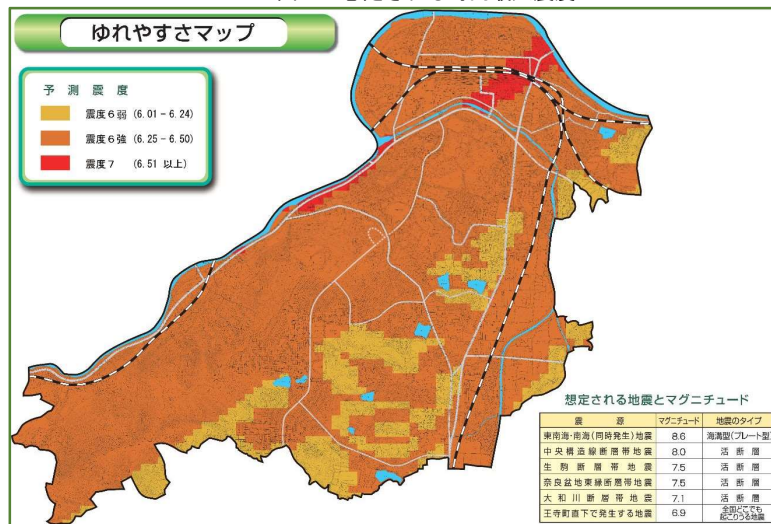
【想定される町内最大震度】

内陸型地震、海溝型地震、直下型地震を想定し、それぞれの震度を計算したうえで、メッシュ（50m×50mの網目）ごとに発生が予測される最大震度の分布は図2のとおりです。

図1：王寺町で想定される大規模地震

想定地震	断層長さ (km)	想定マグニチュード	王寺町における最大震度	
内陸型地震	奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	6.3
	中央構造線断層帯	74	8.0	6.4
	生駒断層帯	38	7.5	6.4
	木津川断層	31	7.3	5.8
	あやめ池撓曲～松尾山断層	20	7.0	6.3
	大和川断層帯	22	7.1	6.4
	千股断層（高取～大淀町）	22	7.1	5.9
	名張断層	18	6.9	5.9
海溝型地震	東南海・南海地震	—	8.6	5.3
	東南海地震	—	8.2	5.1
	南海地震	—	8.6	5.2
	東海・東南海地震	—	8.3	5.1
東海・東南海・南海地震	—	8.7	5.3	

図2：想定される町内最大震度



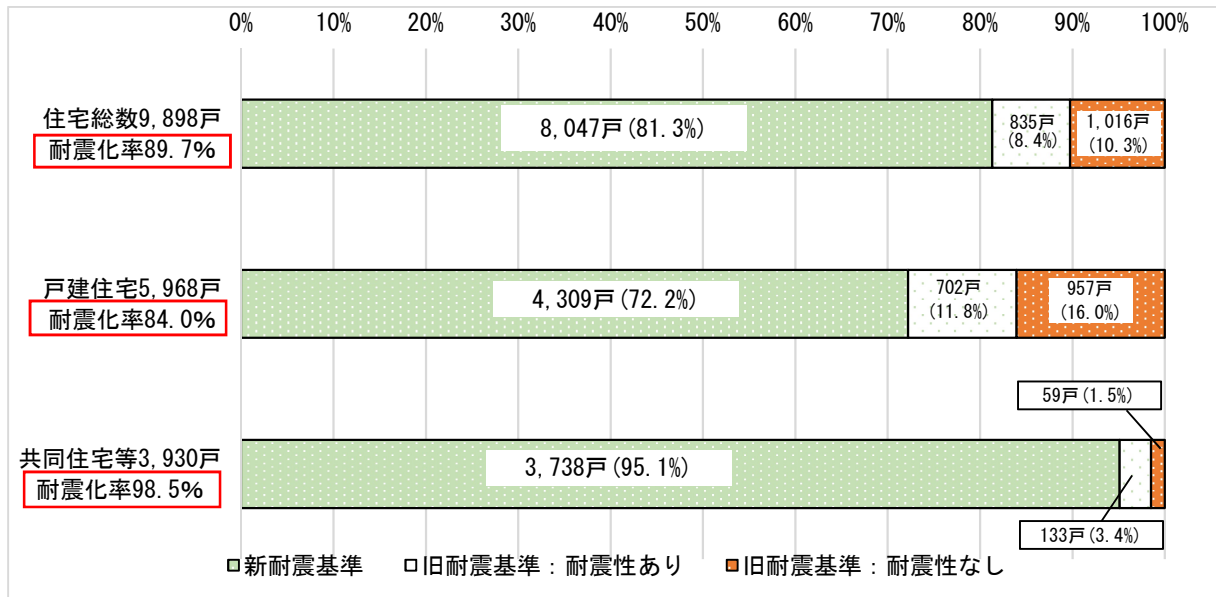
(出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

※ゆれやすさマップ：大地震が発生した場合に予測されるゆれをわかりやすく表示したマップ。

第3章 住宅・建築物の耐震化等の現状

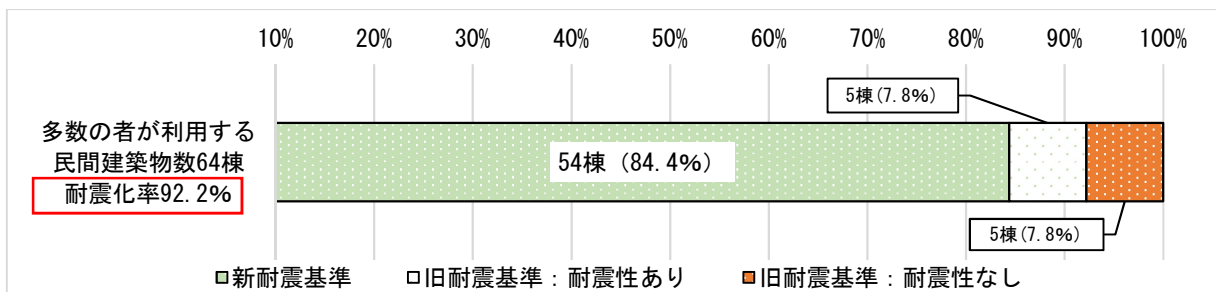
「住宅」の現状

住宅・土地統計調査をもとに、令和2年における「住宅」の耐震化率を推計した結果、「住宅」の総戸数9,898戸、その内耐震性のある「住宅」は8,882戸、耐震性が不十分な「住宅」は1,016戸で、「住宅」の耐震化率は89.7%となります。



「多数の者が利用する民間建築物」の現状

令和2年度王寺町固定資産税家屋台帳による「多数の者が利用する民間建築物」は64棟あり、昭和56年5月以前に建築されたものは10棟あります。このうち、耐震性を有する建築物は5棟あります。このことから、耐震化率92.2%となります。



「多数の者が利用する公共建築物」の現状

令和2年度王寺町固定資産税家屋台帳による「多数の者が利用する公共建築物」は34棟あり、昭和56年5月以前に建築されたものは6棟あります。現在閉鎖中(解体予定)の建築物を除くと、公共建築物の耐震化率は100%を達成しています。

		①S56以前		③S56以降	④耐震性有 (②+③)	⑤建築物数 (①+③)	⑥耐震化率 (④/⑤)
		②耐震性有					
多数の者が利用する公共建築物	学校(体育館含む)	3	3	3	6	6	100%
	体育館	0	0	2	2	2	100%
	集会場	1(※)	0	2	2	3	67%
	賃貸住宅	0	0	16	16	16	100%
	老人福祉センター	0	0	1	1	1	100%
	幼稚園	0	0	1	1	1	100%
	駐車場または駐輪場	0	0	2	2	2	100%
	庁舎等	2	2	1	3	3	100%
	合計	6	5	28	33	34	97%

(※) 令和元年7月閉鎖(解体予定)

第4章 住宅・建築物の耐震化の目標

本町における耐震化の目標

地震による被害を減少させるため、住宅・建築物の耐震化の現状やこれまでの取り組み、国の基本方針、県計画等を踏まえ、目標を以下のように設定します。

	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
住宅	89.7%	95%
多数の者が利用する民間建築物	92.2%	95%

※多数の者が利用する公共建築物は、現在閉鎖中（解体予定）の建築物を除くと耐震化率100%となっており、目標を達成しています。

第5章 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

基本的な取組方針—それぞれの役割

住宅・建築物の所有者等の役割	町の役割	事業者の役割（住宅・建築物に関わる全ての事業者）	地域の役割（自治会や自主防災組織）
住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るため、自ら所有する住宅・建築物への耐震診断や耐震改修、または建替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。	「町民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めます。	住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上、開発に努め、所有者等が気軽に相談等ができる体制づくりに協力し、耐震診断や耐震改修、または建替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。	防災関連部局などと連携を図り、住宅・建築物の耐震化の普及啓発や防災訓練等を通じて地域ぐるみで防災意識の醸成に寄与することを基本とします。

耐震診断・耐震改修等の促進を図るための支援策の概要

現在実施している補助事業の継続		
既存木造住宅耐震診断支援事業	対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（延床面積250㎡以下かつ階数が2以下）
	事業内容	所有者からの申請を受け、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施
	費用	無料
既存木造住宅耐震改修支援事業	対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（現在居住している住宅）
	事業内容	<耐震改修工事> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）と判断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事 <耐震シェルター設置工事> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満（倒壊する可能性がある）と判断された住宅に設置する耐震シェルター工事
	補助金額	<耐震改修工事> 上限100万円（工事費の3分の1以内） <耐震シェルター設置工事> 上限25万円（工事費の2分の1以内）
ブロック塀等の撤去工事費補助	対象建築物	コンクリートブロック塀、コンクリート万年塀、石塀、レンガ塀等（ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む）
	事業内容	地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路利用者等の安全確保に資するためのブロック塀等の撤去工事
	補助金額	上限10万円（工事費の2分の1以内）

補助制度の創設		
特殊建築物等耐震診断支援事業	対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された住宅と多数の者が利用する建築物
	事業内容	昭和56年5月31日以前に建築された住宅と多数の者が利用する建築物について、耐震診断を実施する所有者等に対して補助を実施
	補助金額	【戸建て住宅】 上限89千円（診断費用の3分の2以内） 【多数の者が利用する建築物】 上限133万3千円（診断費の3分の2以内）

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定
住宅の耐震化を緊急的に促進するため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、その進捗状況を評価するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し、住宅の耐震化を促進していきます。
【アクションプログラムにおける取組事項】
<ul style="list-style-type: none"> ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組 ② 耐震診断を実施した所有者に対して耐震改修を促す取組 ③ 改修事業者等への技術的向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への相談等が気軽にできる仕組みづくり ④ 耐震化の必要性に係る周知・普及

第6章 耐震化に関する普及啓発

取 り 組 み	概 要
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の耐震化の必要性や各種補助制度、法令の概要といった耐震化に関する情報の充実を図ります。 ○家具の転倒防止対策やエレベーターの耐震対策、ブロック塀等の倒壊対策など地震に備えた安全対策に関する情報の充実を図ります。
国の支援制度を活用した耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の所有者等に、様々な支援制度を活用し、耐震化を行ってもらえるよう、耐震改修等に関する支援制度について情報提供を行います。 ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事に対する税制優遇措置 ・住宅ローン減税制度 ・国の耐震改修等に関する支援制度 等
自治会・自主防災組織との連携	○自治会や自主防災組織等からの要請により、耐震に関する出前講座を実施するなど、耐震化の普及啓発を行います。

第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

取 り 組 み	概 要
所管行政庁との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の耐震化の促進を図っていくためには、所管行政庁である奈良県と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。 ○県と十分連絡調整を行い、連携・協力体制を築きながら指導等を進め、建築物の耐震化が円滑に進むように努めます。
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 【庁内での推進体制の強化】 ○庁内の関係各課と耐震化促進の課題の共有及び相互の連絡体制を密に図っていく必要があるため、庁内での推進体制を強化し、計画的に本計画を推進します。 【関係団体との協働による推進体制の強化】 ○災害に強いまちづくりを実現するため、県や各種関係団体等と連携し、住宅・建築物の所有者等が様々な取り組みを行える推進体制を強化し、建築物の耐震化に取り組みます。

お問い合わせ	王寺町地域整備部 まちづくり推進課 〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号 TEL : 0745-73-2001 (代表)
--------	---